

地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進コース)計画書

事業所の設置・整備及び雇入れに係る計画について、本助成金制度の内容・支給要件(不支給要件)について確認をした上で以下のとおり提出します。

令和 年 月 日

沖縄労働局長 殿

都道府県労働局
受理印

1 申請者	(1) 事業主	フリガナ 法人(予定)名 (※個人事業の場合、屋号等を記入して下さい。)
		フリガナ 役職・代表者氏名 (※個人事業の場合、事業主の氏名を記入して下さい。)
		主たる事業所の所在(予定)地 〒 - 電話番号 ()
	(2) 代理人・社会保険労務士 (申請者が代理人又は社会保険労務士の場合のみ記入)	フリガナ 氏名
		所在地 〒 - 電話番号 ()
2 設置・整備に係る事業所	(1) 名称	
	(2) 所在地	〒 - 電話番号 ()
	(3) 雇用保険適用事業所番号	-
	(4) 産業分類・小分類番号	
	(5) 新規事業の概要	
3 新規事業の概要		
4 設置・整備の予定	概要 <div style="text-align: right;">(設置・整備費用 万円)</div>	
5 雇入れの予定	(1) 沖縄県内に居住する雇入れ時点で 35 歳未満の求職者	雇入れ予定数 人
		賃金水準(月額) 千円～ 千円
		所定労働時間 時間/週
	(2) 新規学卒者の求職者	雇入れ予定数 人
		賃金水準(月額) 千円～ 千円
		所定労働時間 時間/週
6 本助成金の対象となる期間	(1) 計画日 (右欄のいずれかの口に☑を記入の上、年月日を記入)	(☐ 本計画書を持参する場合、持参する日を記入) 令和 年 月 日 (☐ 本計画書を郵送する場合、記入しないで下さい。)
	(2) 完了予定日	令和 年 月 日

※ 中小企業事業主の場合

7 中小企業事業主の該当性 (事業所単位でなく、法人単位で記入)	(1) 主たる事業 (右欄のいずれかの口に☑を記入)	<input type="checkbox"/> 小売業(飲食店を含む) <input type="checkbox"/> 卸売業
	(2) 資本の額又は出資の総額	円
	(3) 常時雇用する労働者の数	人

処理欄 (労働局記入欄)	計画書認定日				計画書認定番号		
	令和 年 月 日				第 号		
	局長	部長	課長	課長補佐	担当官	係長	担当

地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）計画書の記入について

この計画書の提出をもって本助成金が支給されるわけではありません。設置・整備及び雇入れ後、完了届（第1回支給申請書）を提出し、助成金の支給要件を満たしていることの審査（実地調査を含む。）を経る必要があります。

地域の雇用改善に資すると認められない場合、計画書の認定は出来ません。

1 申請者

- (1) 法人事業主の法人名、役職・代表者氏名（個人事業主の場合は、屋号等、事業主氏名）、主たる事業所の所在地を記入して下さい。
 - (2) 代理人が本計画書を提出する場合は、代理人の氏名、所在地を、社会保険労務士法施行規則第16条第2項又は第16条の3の規定に基づき社会保険労務士が本計画書を提出する場合は、「提出代行者」又は「事務代理人」と記載の上、社会保険労務士の氏名、所在地を記入して下さい。
- ※ 計画書提出時点で法人の設立前又は事業所の開業前の場合、欄外に連絡先となる者の氏名、住所、電話番号を記入して下さい。

2 設置・整備に係る事業所

- (1) 本助成金の対象となる事業所の名称を記入して下さい。
- (2) 事業所の所在地を記入して下さい。
- (3) 事業所の雇用保険適用事業所番号を記入して下さい。創業等の場合は「ー」と記入し、雇入れと同時に雇用保険適用事業所設置届を提出して下さい。
- (4) 事業所の主たる事業に該当する日本産業分類の小分類の番号を記入して下さい。

3 新規事業の概要

事業所の設置・整備により実施しようとしている新規事業の概要について、記入して下さい。

4 設置・整備の予定

予定している設置・整備の主な内容、合計金額の見込みを記入して下さい。

5 雇入れの予定

- (1) 沖縄県内に居住する雇入れ時点で35歳未満の若年求職者の、予定している雇入れ数、賃金水準、所定労働時間を記入して下さい。
- (2) 新規学卒者の求職者の、予定している雇入れ数、賃金水準、所定労働時間を記入して下さい。

6 本助成金の対象となる期間

- (1) この計画書を持参して労働局に提出する場合は持参する日を記入し、郵送により提出する場合は空欄として下さい。
なお、郵送により提出する場合は、投函日ではなく労働局への到達日が、本助成金の対象となる期間の起算点である計画日となります。本計画書の提出後に通知される計画書認定通知書に当該計画日は記載されますので、ご確認下さい。
- (2) 計画日から24か月以内の日であって、設置・整備及び雇入れが完了する見込みの日を記入して下さい。

7 中小企業事業主の該当性

中小企業事業主に該当する場合に限り、記載して下さい。中小企業事業主には、以下の表の「主たる事業」ごとに記載されているいずれか(※)の要件を満たせば該当します。該当性は、当該事業所を含む法人を基準として判断するので、当該法人の「資本又は出資額」、「常時雇用する労働者数」を記入して下さい。

※ 医療法人等の資本金を有さない法人や個人事業主の場合は、「常時雇用する労働者」の要件を満たせば該当します。

主たる事業	資本又は出資額	常時雇用する労働者
小売業（飲食店を含む。）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

本助成金は国の会計検査の対象となることがあります。そのため、支給決定後であっても必要な書類の提出を求め、実地調査を行う場合があります。なお、偽りその他不正行為により支給を受け又は受けようとした場合、支給金額の全部又は一部を返還していただくとともに、以後5年間、雇用保険二事業の各種給付金を受けることができなくなります。また、偽りその他不正行為の内容如何によっては、刑事告発することもあります。